

・道路占用料一覧

(単位：円)

占有物件		占有料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	670
	第2種電柱		1,000
	第3種電柱		1,400
	第1種電話柱		600
	第2種電話柱		960
	第3種電話柱		1,300
	その他の柱類		60
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	4	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	590
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	360
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200
	郵便差出箱及び信書便差出箱		500
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,200	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	25
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		36
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		54
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		72
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		250

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			360
	外径が1メートル以上のもの			720
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの その他のもの	長さ1メートルにつき1年 4 12
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年 960
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	600
		地下に設けるもの		360
		その他のもの		1,200
	法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			950
	地下に設ける通路			570
	その他のもの			1,200
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	19
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	190
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900

	標識		1本につき1年	960
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19
		その他のもの	1本につき1月	190
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900
		その他のもの		950
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	1,200
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	190
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				120
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.013を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.018を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.026を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.012を乗じて得た額

令第7条第10号 に掲げる施設及び 自動車駐車場	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額
令第7条第11号 に掲げる応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.026を乗じて得た額
令第7条第13号 に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第14号及び第15号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額

※ Aは、近傍類似の土地（令第7条第10号及び第11号に揚げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。